

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令番号	昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号				
手続名	障害児福祉手当の受給資格の喪失	根拠条項	第 1 7 条				
処 分 基 準	<p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）第 1 7 条</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律附則（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）第 9 7 条</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令附則（昭和 6 0 年政令第 3 2 3 号）第 3 条</p> <p>(4) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 5 0 年厚生省令第 3 4 号）第 1 条</p> <p>(5) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令附則（昭和 6 2 年厚生省令第 3 9 号）第 2 条</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	総合福祉センター	交付 機関	総合福祉センター	目次	1 1